

A2 川根本町 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11 日割		1,176単位	日割の場合	÷30.4日 39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12 日割		2,349単位	日割の場合	÷30.4日 77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度 の場合		3,727	1回につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13 日割		3,727単位	日割の場合	÷30.4日 123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287単位		287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位		179	1回につき	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合 220単位		220	1回につき	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の新たな介護が中心である場合 163単位		163	1回につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算11日割			日割の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1日につき		
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算12日割			日割の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度 の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算13日割			日割の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3単位減算		-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分 未満の場合 2単位減算			-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算			-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止 未実施減算短時間			(3)短時間の新たな介護が中心である場合 2単位減算		-2		
A2	6001	訪問型独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス 同一建物減算2		事業所と同一建物の利用50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス 同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算 日割			所定単位数の 15% 加算			1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算 回数			所定単位数の 15% 加算			1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算			1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算 日割			所定単位数の 10% 加算			1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算 回数			所定単位数の 10% 加算			1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算 日割			所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算 回数			所定単位数の 5% 加算			1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	ハ 初回加算 200 単位加算				200	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ	ニ 生活機能向上連携加算		所定単位数に200単位加算 (生活機能向上連携加算(Ⅱ))		200		
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ			所定単位数に100単位加算 (生活機能向上連携加算(Ⅰ))		100		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 50単位加算				50	1回につき	

A2 川根本町 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ 1	へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 270/1000		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 287/1000		
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 249/1000		
A2	6184	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 266/1000		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 207/1000		
A2	6380	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 170/1000		
A2	6381	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 1	(5)介護職員等処遇改善加算Ⅴ	(一)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(1) 所定単位数の 221/1000		1月につき
A2	6382	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 2			(二)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(2) 所定単位数の 208/1000	
A2	6383	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 3			(三)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(3) 所定単位数の 200/1000	
A2	6384	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 4			(四)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(4) 所定単位数の 187/1000	
A2	6385	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 5			(五)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(5) 所定単位数の 184/1000	
A2	6386	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 6			(六)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(6) 所定単位数の 163/1000	
A2	6387	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 7			(七)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(7) 所定単位数の 163/1000	
A2	6388	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 8			(八)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(8) 所定単位数の 158/1000	
A2	6389	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 9			(九)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(9) 所定単位数の 142/1000	
A2	6390	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 10			(十)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(10) 所定単位数の 139/1000	
A2	6391	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 11			(十一)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(11) 所定単位数の 121/1000	
A2	6392	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 12			(十二)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(12) 所定単位数の 118/1000	
A2	6393	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 13			(十三)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(13) 所定単位数の 100/1000	
A2	6394	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ 14			(十四)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)(14) 所定単位数の 76/1000	

新規
変更
廃止